



第一七条 保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

② 保護者は、子が小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

③ 前項の義務の履行の督促その他これららの義務の履行に關する事項は、政令で定める。

第十八条 前条第一項又は第二項の規定によつて、保護者が就学させなければならないなら、その心身の発達を助長することを目的とする。

## 第二十六編 教育（学校教育法）

### 第二十六編 教育（学校教育法）

統と文化を尊重し、それらをはぐくんだ我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化的理解を通じて、他國を尊重し、国際社会の平和と發展に寄与する態度を養うこと。

四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他事項について基礎的知識と技能を養うこと。

五 読書に親しみ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。

六 生活に必要な数値的な關係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

七 生活にかかる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

八 健康で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、身心の調和的発達を図ること。

九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の藝術について基礎的な理解と技能を養うこと。

十 職業についての基礎的な知識と技能、労働を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

#### （平一九法六・追記）

#### 第三章 幼稚園（平一九法九・追記）

第一二三条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

#### （平一九法六・追記）

従」という。で、病弱、發育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第一項又は第二項の義務を猶予又は免除することができる。

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えるければならない。

第二十条 学齢児童又は学齢生徒を使用する者は、その使用によつて、当該学齢児童又は学齢生徒が、義務教育を受けることを妨げてはならない。

（平一九法九・追記）

第二十一条 学齢児童又は学齢生徒として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第百一十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行わるものとする。

一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正判断の力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画して、その發展に寄与する態度を養うこと。

二 幼稚園には、前項に規定するもののほか、副園長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。

③ 第一項の規定にかかわらず、副園長を置くときその他特別の事情のあるときは、教諭を置かないことができる。

④ 副園長は、園務をつかさどり、所屬職員を監督する。

⑤ 教諭は、園長（副園長を置く幼稚園にあっては、園長及び副園長）を助け、園務を整理し、及び必要に応じて幼児の保育をつかさどる。

⑥ 教諭は、園長（副園長を置く幼稚園にあっては、園長及び副園長）及び教諭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の保育をつかさどる。

⑦ 主幹教諭は、園長（副園長を置く幼稚園にあっては、園長及び副園長）及び教諭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の保育をつかさどる。

⑧ 指導教諭は、幼稚園の保育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行ふ。

⑨ 教諭は、幼児の保育をつかさどる。

⑩ 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に

（平一九法九・追記）

第二十二条 幼稚園は、心身の発達に応じて、義務教育として行わる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

（平一九法九・追記）

第二十三条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行わるものとする。

一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養成するよう、教育指導を行つて当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動などの社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携による十分考慮しなければならない。

二 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。

三 日常の会話や、絵本、童話等に親しみを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとすると度を養うこと。

四 音楽、身体による表現、造形等に親しみを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

五 小学校の修業年限は、六年とする。

（平一九法九・旧第十二条下）

第三十一条 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行つて当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動などの社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携による十分考慮しなければならない。

（平一九法九・追記）

第三十二条 小学校の修業年限は、六年とする。

（平一九法九・旧第十二条下）

第三十三条 小学校の教科課程に関する事項は、第二十九条及び第三十条の規定に從つて、文部科学大臣が定める。

（平一九法九・旧第十二条下）

第三十四条 幼稚園においては、第二十二条に規定する目的を実現するための教育を行はが、幼稚期の教育に関する各種の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における児童の教育の支援に努めるものとする。

（平一九法九・追記）

第三十五条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、（昭和二十三年法律第百一十号）

第三十六条 学齡に達しない子は、小学校に入学させることができない。

（平一九法九・追記）

第三十七条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならぬ。

D 「日法八六(六〇・一)」

（平一九法九・追記）

代で、助教諭又は講師を置くことができる。

第二十六条 幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの児童とする。

（平一九法九・追記）

第二十七条 幼稚園には、園長、教頭及び教諭を置かなければならぬ。

（平一九法九・追記）

第二十八条 幼稚園には、前項に規定するもののほか、副園長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。

（平一九法九・追記）

第二十九条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行わる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

（平一九法九・追記）

第三十条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第三十一条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第三十二条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第三十三条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第三十四条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第三十五条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第三十六条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第三十七条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第三十八条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第三十九条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第四十条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第四十一条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第四十二条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第四十三条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第四十四条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第四十五条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第四十六条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第四十七条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第四十八条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第四十九条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第五十条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第五十一条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第五十二条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第五十三条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第五十四条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第五十五条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第五十六条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第五十七条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第五十八条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第五十九条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第六十条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第六十一条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第六十二条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第六十三条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第六十四条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現るために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第六十五条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現るために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第六十六条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現るために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第六十七条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現るために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第六十八条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現るために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第六十九条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現るために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第七十条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現るために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第七十一条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現るために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第七十二条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現るために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第七十三条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現るために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第七十四条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現るために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第七十五条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現るために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）

第七十六条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現るために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（平一九法九・追記）





